

大学共同利用機関法人自然科学研究機構アストロバイオロジーセンター運営委員会規則

平成27年4月1日

自機規則第26号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構アストロバイオロジーセンター規程（平成27年自機規程第101号。以下「規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構アストロバイオロジーセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 運営委員会は、研究教育職員の人事等、大学共同利用機関法人自然科学研究機構アストロバイオロジーセンター（以下「センター」という。）の運営に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 機構長が指名する理事又は副機構長
- 二 センター長
- 三 副センター長
- 四 プロジェクト室長
- 五 自然科学研究機構が設置する大学共同利用機関の長又はセンター長が推薦するアストロバイオロジーに関する職員
- 六 自然科学研究機構の職員以外のアストロバイオロジーに関する学識経験者
- 七 その他機構長が必要と認める学識経験者

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、あらかじめ委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、運営委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することが

できない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、アストロバイオロジーセンター事務担当が、国立天文台事務部総務課の協力を得て処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。